

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高齢受給者証の交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第7条の4第1項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
		市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、当該被保険者に係る様式第1号の2の2による被保険者証を交付した場合を除き、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証（以下「高齢受給者証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。
	基準（未設定の場合はその理由）	<p>根拠条文中、「法第42条第1項第3号、第4号」については次のとおり</p> <p>国民健康保険法第42条第1項第3号 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10分の2</p> <p>国民健康保険法第42条第1項第4号 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 10分の3</p>
参考事項		
標準処理期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和3年1月1日最終変更）
	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	1週間程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）